

サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示、入居契約前の説明

【登録事項の公示などについて】

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた事業者は、登録事項を公示し、登録住宅の入居契約前に登録事項を説明する必要があります。

登録事項は多数の項目があり、全て公示、書面で記載することは容易ではないこともありますので、「一般社団法人高齢者住宅協会」が運営する『サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム』（web システム）を活用していただければと思います。

【公示の例】

貴ホームページにサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていることを明示し、登録事項の詳細は『サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム』で確認できるとして、ホームページ閲覧者が上記システムを開けるようリンクを設置することで対応可能です。

【入居契約前の書面交付の例】

入居契約前に登録事項を記載した書面を交付する必要があります。

上記システムでは、登録事項を印刷できるようになっており、システムから印刷した登録事項を契約前に交付することにより対応可能です。

【参考】

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムのアドレス

<https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>

※「サービス付き高齢者向け住宅 検索」などでweb 検索していただけると見つかると思います。